4　法第二七条第三項の規定による届出は、同項に規定する主製造場と体験製造場との間で酒母又はもろみを移動しようとする日の二日前までに、届出者の住所及び氏名又は名称等の事項を記載した書面により行うこととした。（第一条関係）

5　税務署長は、法第二七条第六項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならないこととした。（第一条関係）

6　租税特別措置法（昭和三二年法律第二六号）第八七条の六第七項の許可を受けた販売場が体験製造場である場合又は同条第八項前段の規定が適用される酒類の販売場であって同条第七項の許可を受けたものに係る酒類の製造場が体験製造場である場合において、これらの体験製造場に係る法第二七条第一項の承認が同条第六項又は第七項の規定により取り消され、又は失効したときは、これらの販売場に係る当該許可は、同条第六項又は第七項の規定により同条第一項の規定が適用されないこととなる日限り、その効力を失うこととした。（第一条関係）

7　法第二七条第七項の規定による届出は、届出者の住所及び氏名又は名称等の事項を記載した書面により行うこととした。（第一条関係）

8　その他所要の改正を行うこととした。

二　総合特別区域法施行令の一部改正関係

総合特別区域法施行令について所要の改正を行うこととした。（第四条関係）

三　国家戦略特別区域法施行令の一部改正関係

国家戦略特別区域法施行令（平成二六年政令第九九号）について所要の改正を行うこととした。（附則関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和元年法律第六五号）の施行の日（令和二年一月二七日）から施行することとした。

◇エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（経済産業省）

1　機械器具に係る措置

エネルギーの使用の合理化を図ることが特に必要な自動車に、電気を動力源とする乗用自動車を加えることとした。（第一八条第一号関係）

2　熱損失防止建築材料に係る措置

熱の損失の防止のための性能の向上を図ることが特に必要な建築材料に、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材を加えることとした。（第二一条第一号関係）

3　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

政　令

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表千葉蘇我臨海地域の項、千葉みなと駅西地域の項、堺臨海地域の項及び堺鳳駅南地域の項を削り、同表守口大日地域の項の次に次のように加える。

枚方市駅周辺地域	枚方市の区域のうち、大垣内町三丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線を延長した線、天野川との交会点を起点とし、順次同河川、府道北河内自転車道線の西側端線、新町二丁目三百番二十四、同丁目一番及び同丁目二百八十二番一と同丁目三百番十五との境界線並びに同線を延長した線、同丁目二百八十二番五と同丁目二百八十五番一と同丁目二百八十五番一との境界線並びに同線を延長した線、府道京都守口線の南側端線、市道新町岡南一号線の西側端線及び同線を延長した線、府道枚方茨木線の南側端線、同市道岡東山之上東一号線の東側端線、市道中部区画一号線の南側端線、市道中部区画四号線の西側端線並びに大垣内町三丁目千七十一番一、同丁目千七十一番二及び同丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線並びに同線を延長した線を経て起点に至る線（河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表備考第二号中「、千葉みなと駅西地域」を削り、同表備考第三号中「、千葉蘇我臨海地域」を削り、同表備考第十二号中「、堺臨海地域、堺鳳駅南地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十三　枚方市駅周辺地域　令和元年九月二十五日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三